

令和8年度 愛知県障害者ピアサポート研修事業 業務委託仕様書

1 業務委託名

令和8年度愛知県障害者ピアサポート研修事業

2 事業の目的

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター（障害当事者）及びピアサポーターの活用方法を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援する。

3 事業の内容

受託者は、以下に示す内容に従い、本事業を実施するものとする。

基本方針

- (1) 愛知県障害者ピアサポート研修事業の委託については、「障害者ピアサポート研修事業実施要綱」（令和2年3月6日付け障発0306第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下、「国要綱」という。）に基づき、基礎研修、専門研修及びフォローアップ研修を実施する。
- (2) 研修の実施主体は、愛知県及び名古屋市とし、共催で行う。
- (3) 研修日程は、基礎研修、専門研修及びフォローアップ研修を各2日間とし、愛知県及び名古屋市と協議の上、決定すること。

なお、研修の開催時期は、次のとおり予定している。

基礎研修	7月～8月
専門研修	10月～11月
フォローアップ研修	1月～2月

- (4) 実施方法は、集合型研修とする。
ただし、感染症の感染拡大等の事情を鑑みて、実施方法を変更する場合がある。
- (5) 受講定員数は42名を予定している。

基礎研修	42名
専門研修	42名
フォローアップ研修	42名

研修の実施等

- (1) 企画・検討
 - ・研修内容に関する企画・検討を行うこと。
 - ・愛知県が設置した企画委員会の運営に関すること。
 - ・企画委員会委員は、現在14名の障害当事者及び専門職（支援者）で構成され、うち6名が国の障害者ピアサポート研修事業の指導者養成研修に参加した者を中心にワーキンググループを構成している。
なお、企画委員会に関しては、必要に応じて甲乙丙で協議のうえ、開催や構成について決定することとする。
- (2) 研修カリキュラム
 - ・国要綱の別紙に示されている標準的なカリキュラム又はそれ以上の内容とすること。

- (3) 講師及びファシリテーターの人選
 - ・企画委員会委員を中心に愛知県内から研修にふさわしい者を、愛知県と協議の上、人選すること。
 - ・なお、カリキュラム等の内容に応じて外部講師等の人選も可とする。
 - ・受講定員に合わせて講師又はファシリテーターを増員すること。
- (4) 講師・ファシリテーターの養成等
 - ・役割確認、実施方法、プレ研修等により、研修が円滑に進むようにすること。
 - ・研修事業を通して人材育成に努めること。
- (5) 研修テキスト等の作成
 - ・研修当日に使用するテキスト、配布資料を作成し、印刷すること。
 - ・作成された研修テキスト等については、愛知県に帰属する。
 - ・ただし、講師等が独自に作成したものは、許可を得た場合に限り愛知県に帰属する。
- (6) 受講者アンケートの作成及び集約
 - ・研修の効果、改善点等を確認するため、アンケートを作成し、受講者に配布すること。
 - ・なお、アンケート項目については、愛知県及び名古屋市と調整すること。
 - ・研修終了後、アンケートを集約し、結果を愛知県及び名古屋市に報告すること。
- (7) 研修受講申込の受付
 - ・名簿の作成、受講決定通知書及び受講案内の発送を行う。名簿の作成においては、修了証の作成に必要な情報（氏名、生年月日）をあわせて記載すること。また、講師を務める者に対しては修了証の交付希望を予め照会し、希望する者については受講生同様に名簿へ掲載すること。
 - ・なお、受講決定等については、事前に愛知県に確認すること。
 - ・研修案内（募集案内）については、愛知県で行う。
- (8) 研修当日の受付
 - ・受講者の受付及び案内を行うこと。
- (9) 研修当日の全体進行
 - ・研修の司会進行を行うこと。

研修の準備等

- (1) 研修会場の確保、設営等
 - ・必要な機材、消耗品等を用意すること。
 - ・片付けは、原状復帰とすること。
- (2) 打合せ時の会場の確保、設営等
 - ・企画委員会等の打合せ会場を確保すること。
 - ・なお、内容、進捗等によりオンラインでの開催も可とする。
- (3) 報酬、旅費等の支払い
 - ・講師業務、ファシリテーター業務に従事した者への報酬、旅費を支払うこと。
 - ・講師業務、ファシリテーター業務に従事する障害当事者を補助する者への介助料、旅費を支払うこと。
 - ・講師及びファシリテーターの養成において、講師として配置した場合のその者への報酬、旅費を支払うこと。
 - ・企画委員会を開催した際の委員への報酬、旅費、障害当事者委員を補助する者への介助料、旅費を支払うこと。

- ・その他、本事業に必要な経費の支払いを行うこと。
ただし、備品購入については原則認めないが、備品として購入しなければ、事業の遂行が困難となるものについては、愛知県及び名古屋市と協議すること。

合理的配慮

- ・本事業の実施に当たっては、講師等の業務に従事する障害当事者及び受講者への合理的配慮において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成27年愛知県訓令第6号）第4条及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定）第2章2に規定する合理的配慮に留意し、その対応については、愛知県及び名古屋市と協議の上、決定すること。

4 事業実施報告書

事業実施報告書は、様式任意とし、令和9年3月31日までに、愛知県及び名古屋市に印刷物を各1部、電子データの送付又は電磁的記録媒体（CD-ROM）を各1部提出すること。

5 その他

- (1) 受託者は、企画提案に基づき、愛知県及び名古屋市と連携をとりながら、本事業を実施すること。また、業務の進捗状況を随時報告すること。
- (2) 愛知県及び名古屋市は、受託者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがあること。
- (3) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、愛知県及び名古屋市と協議し、指示に従うこと。
- (4) 受託者は、打合せのための資料作成等を行い、記録（要点議事録）を行うこと。また、その都度、愛知県及び名古屋市に報告して確認を受けること。
- (5) 受託者は、本事業で入手したデータ等は、本事業以外に使用しないこと。
- (6) その他、この仕様書に定めのない事項については、愛知県及び名古屋市と受託者の協議の上、決定する。